

許可認可
係より

「借金15億円が
経審ではゼロ円
～東海工業の

手口」との見出しで、今年4月に
民事再生開始決定を受けた大阪
の土木Aランク業者の経審虚偽申請

に関する記事が
週刊「ヤマト」に
載ったのは経審

改正の論議が中建審で沸騰して
いた6月の事でした。その影響か
「経審の虚偽申請防止対策の強化」
と題する国交省の文書(10/15付)
が出ました。その防止
強化策は次の3つです。

「まだはっきりした事
は言えないが、社保未加
入でも雇用保険加入等で月刊6カ
月以上勤務している事が確認で
きればいいのでは…」と県の担当
者は個人的な見解として答えま

した。当豆ニュース
8月号でお知ら
せした経審上で
認められる技術者の雇用期間の
事です。今までは審査基準日=直
前の決算日に雇用期間を定めず
に雇用されていればOKでしたが
名義貸し等の不正を防止する為、
継続雇用制度対象の高齢者以外

制度も運用新防止策 経審虚偽申請 も厳しく…

①経営状況分析機関が行う疑義項目
チェックについて倒産企業等の財務データ
等を用いて見直し、一定の基準に該
当すると行政庁に情報提供②完工高
と技術職員数値の相関分析は従来の
極端に大きい完工高以外に、完工高

に比べて技術職員が
多すぎる場合も(水
増し?)③行政庁は分

析機関と連携して重点審査対象企業
を選定し、書類の原本確認・対面審査・
立入を行う…。「30年前に逆戻り!」と
言われる建設業界苦境の時代に、経
審の制度面だけでなく運用
面でも厳しくなりそうです。



は決算日以前に6か月超の
恒常的雇用関係がある事が
必要になりました。問題はその確認
方法です。国交省は①健康保険加入
者は健保証の写し②雇用保険加入者
は確認通知書の写し③健保にも雇保

経審技術者 6か月超勤務 何で確認 社保? 雇保?

にも未加入の者は給
与支給明細書か出勤
簿の写し…との文書

しか出していません。社会保険料は
負担が大きい「続くかどうか暫
く様子を見てから加入…」という企
業があるのも現
実なのです。来
年、県の対応は?

社労業務
係より

当事務所は11/22(月)に臨時休業致します。このため11/20(土)～23(火)が4連休に